

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会

厚生科学審議会

労働政策審議会

医道審議会

薬事・食品衛生審議会

2 （略）

（労働政策審議会）

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 （略）

三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 （略）

2 （略）